

食品衛生法等の一部を改正する法律案について



厚生労働省は、食品をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、食品衛生規制全般の在り方について見直しを行い、平成 30 年 3 月 13 日閣議決定を経て食品衛生法等の一部を改正する法律案を国会に上程しました。

法律改正案の概要は以下の通りです。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化
2. HACCP に沿った衛生管理の制度化
3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集
4. 国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備
5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設
6. 食品リコール情報の報告制度の創設
7. その他(自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

施工期日

公布から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日:1

公布から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日:2~4

公布から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日:5,6

当社は、器具容器包装及びおもちゃに関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2018年3月13日付 厚生労働省

研究開発箇所 加藤吉紀